

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 地域特性に応じた土地利用の推進
-----	-------------------

施策主管課	都市計画課	総合計画記載頁	129ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	政策名 (基本施策名)	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------------	---------------------	---

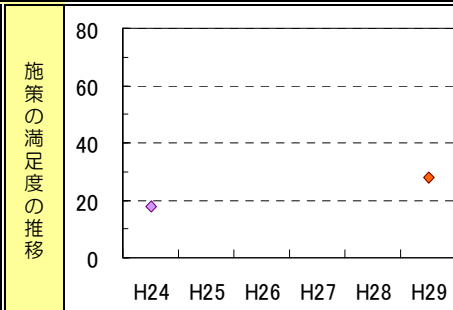
2 施策の取組状況

施策目標	地域の個性や魅力を生かしながら、計画的な土地利用が行われています。
------	-----------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	地区計画導入地区数(地区)	単年度目標値	22	23	23	23	23			24	A	指標3	中核市平均	20.7					
	現状値	22地区	実績値	22						実績値	17.0									
	目標値(H29)	24地区	単年度の達成度	100.0%						中核市での本市の順位	14位/41市中									
指標2	市街化区域の宅地率(%)	単年度目標値	54.8	55.0	55.1	55.2	55.3	55.4	A	指標3	中核市平均								A	
	現状値	54.8%	実績値	54.8								実績値								
	目標値(H29)	55.4%	単年度の達成度	100.0%								中核市での本市の順位								
		単年度目標値								③ 市民意識調査結果	施策の満足度(%)		調査結果	18.0%						-
	現状値		実績値									目標値(H29)	28.0%	前年度からの増減						
	目標値(H29)		単年度の達成度																	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(-2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	・ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、地区計画制度等の活用や開発許可制度の運用などの土地利用の適正化に取り組んでおり、地区計画制度の説明会等を実施したことにより、地元住民の関心や理解を深めることが出来、地区計画の導入を検討する地区が増えるなどの成果が得られた。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	--	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	地区計画制度の活用		地区計画制度等の活用	市民・事業者	・地区計画制度等に関する説明会の実施やパンフレットの作成	H元	市民自らが地域資源を活かし、地区の特性に応じた魅力ある景観や快適な環境を形成するため、地区計画制度を活用し良好な居住環境の保全などの土地利用を推進しているところである。市民の地区計画制度に関する理解や関心をさらに高め、地区計画の導入を推進するため、H24に作成したパンフレットの配布や、パンフレットを活用した出前講座などの説明会を実施していく。
2	公共施設等の受入れ事業			・開発許可により設置された公共施設の土地登記名義人及び抵当権設定者	・未だ市に帰属されていない所有権の移管や抵当権の抹消	H5	・平成24年度までの取組みとして、意向調査による同意物件の処理が概ね完了したことから、今後は意向確認のできていない「未同意物件」の処理にあたる。 ・処理にあたっては、効率的・計画的な受入れ計画を策定し、これまでの受入れ実績等を踏まえ取り組むものとする。
3	都市計画基礎調査		・地域地区制度の活用 ・地区計画制度等の活用 ・開発許可制度の適正運用 ・地域特性に応じた計画的な農地の保全	市民	・都市計画基礎調査により都市や地域の特性や課題の把握	S48	都市の現状や動向を把握するため、都市計画法第6条及び第13条に基づき都市計画基礎調査を実施し、調査により得た情報を地理情報システム（GIS）にて分析し、都市や地域の特性や課題を把握することで都市計画を適切に策定し、地域の特性に応じた土地利用を推進しているところである。今後も基礎調査による分析を実施し、得た情報については、引き続き庁内に情報提供するなど有効活用し、地域の特性に応じた土地利用を推進していく。
4	地籍調査事業		地籍調査事業の推進	・宇都宮市域に存する土地所有者及び管理者（土地改良事業・土地区画整理事業実施区域等を除く）	・地籍調査の実施	H12	地籍調査事業は、市民や事業者の円滑な土地利用や公共事業への有効活用に資する事業であり、事業の進捗に伴い、市民ニーズが高まると考えられる。しかし、調査面積が広大であり、事業期間も長期に及ぶため、今後とも計画的に推進するとともに、より事業効果の高い人口集中地区への調査も順次進めていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆地域特性に応じた土地利用を推進していくためには、土地利用の適正化により、調和の取れたまちづくりが必要であり、ネットワーク型コンパクトシティの実現化に向けた具体的な施策を構築することが課題となっている。</p> <p>◆ネットワーク型コンパクトシティ形成に資する施策事業への支援のあり方が求められている。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆「地域の特性に応じた個性や魅力、都市機能を備えたコンパクトで調和のとれた都市空間の形成」の実現に向け、第2次宇都宮市都市計画マスタープランに沿って各施策に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉</p>